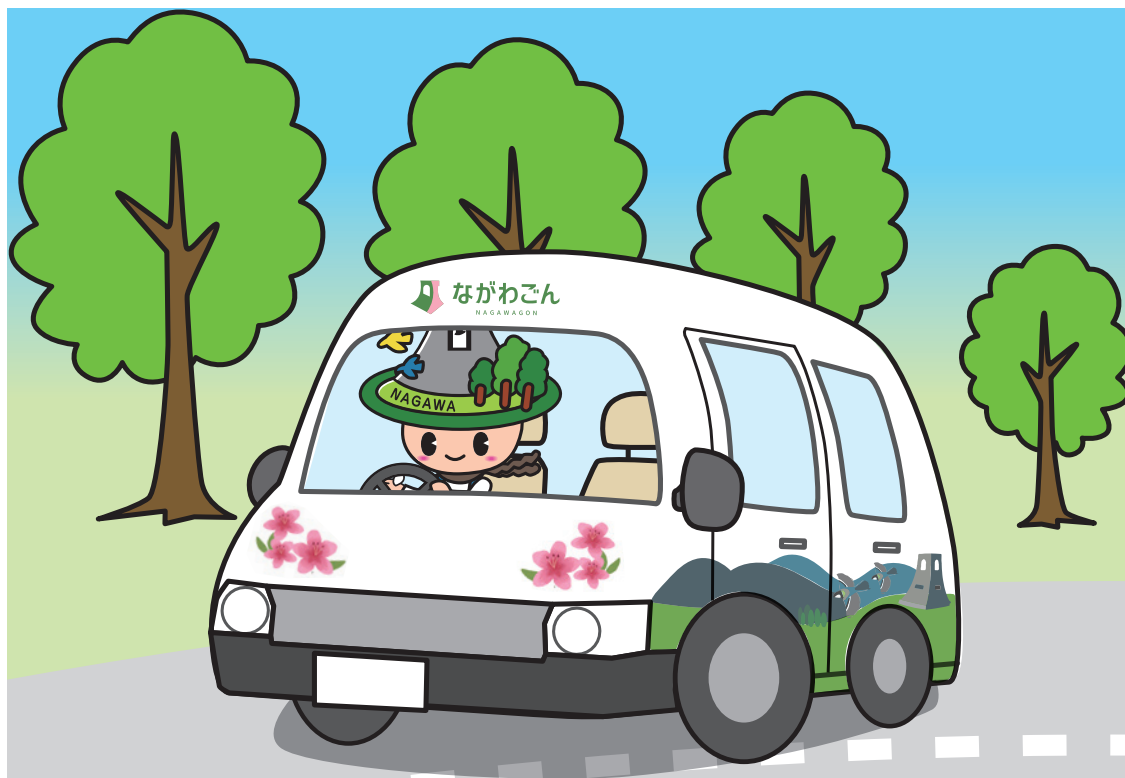




長和の風

■発行と編集/
信州長和町直営
別荘地総合管理センター
TEL 0268-68-2906
FAX 0268-68-2191

令和8年7月発行
第42号

令和7年度運行実績

令和7年4月1日～令和8年3月31日

全体	学者村	美し松	ふれあいの郷	美ヶ原高原郷
12,326	471	48	125	35

デマンドバス「ながわごん」好評運行

令和6年4月より運行を開始いたしましたデマンドバス「ながわごん」は、別荘地にもドアツードア運行しており、自家用車をお持ちでないお客様、運転免許証を返納されたお客様からも高評価をいただいています。

令和8年4月からは、交通系ICカード（suica等）によるキャッシュレス乗車ができるようになりました。

デマンドバスご利用方法

◆電話番号で予約

0267-26-0030

3つの情報を伝えてください。

お客様情報…お名前・住所・電話番号

番号・乗車人数

乗降場所…迎車場所・目的地

時間指定…希望時刻を左記のいずれかにより伝えてください。

ください。

●今からきてほしい

●**時**分に迎えに来てほしい

●**時**分までに到着したい



◆スマートフォンで予約

ながわごん
アプリ



- ①登録する情報を入力
 - ②デマンド（配車予約）作成
 - ③出発地を設定
 - ④目的地を設定
 - ⑤希望時刻・乗車人数を設定
 - ⑥確認後、予約を確定する。
- 問い合わせ先
長和町役場総務課
0268-68-3111

◆デマンドバスの予約時間について

予約日について↓

乗車予定日の5日前から当日まで

電話予約受付時間について↓

午前8時から午後3時30分

◆冬季の別荘地内の運行について

デマンドバスは、皆様の別荘に直接乗り入れ運行をしております。

冬季につきましても、同様に運行を目指しておりますが、雪の状況、大雪等によりデマンドバスが、別荘に直接乗り入れができない場合がございます。

除雪につきましては、各別荘地の幹線を、優先的に除雪作業を進めさせていただきます。

ご理解をいただき乗下車場所にご協力をお願いいたします。

令和8年8月から上下水道料金が変わります

令和8年8月1日(10月検針分)から、上下水道共に平均25%の料金改定を行います。

長和町の上下水道は皆さまからの上下水道料金で成り立っています。これまで低廉を維持してきましたが、人口減少による料金収入の減少、物価高騰による維持管理費用、老朽化した施設の更新費用の増加が見込まれ経営状況が厳しくなることが予想されることから、これからも安心して上下水道を利用いただくため料金改定にご理解をお願いします。

1. 改正内容

現行 (1ヶ月あたり：税込)

基本料金		従量料金
口径	水量8㎡まで	水量9㎡以上
13mm	1,067円	165円 (1㎡につき)
20mm		
25mm		
30mm	5,357円	
40mm	9,823円	
50mm	16,577円	
75mm	41,239円	
100mm	77,572円	
定額制	2,156円	-

改定後 (1ヶ月あたり：税込)

基本料金		従量料金
口径	水量8㎡まで	水量9㎡以上
13mm	1,232円	220円 (1㎡につき)
20mm		
25mm		
30mm	6,215円	
40mm	11,396円	
50mm	19,250円	
75mm	47,949円	
100mm	91,674円	
定額制	2,717円	-

※定額制の料金改定は令和9年請求分より

2. なぜ必要

全ての資産を法定耐用年数
周期で更新する投資シナリオ

- ⇒毎年度4.8億円もの建設改良費が必要。
- ⇒健全性の観点では、理想的な水準。
 - ・更新需要：40年間 194億円(4.8億円/年)
 - ・健全度推移：40年後 **健全化率100%**
耐用年数超過率0%

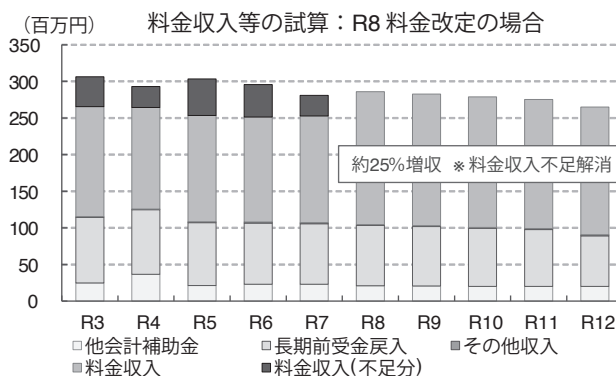
現在の施設を法定耐用年数以内で更新しようとした場合、多額な建設改良費が必要(上図参照)となり67%増の料金改定が必要となります。これでは利用者皆さんの負担を強いられるため、重要度、優先度を考慮し、更新期間を長期的に捉え増加率を25%と想定しました。

重要度・優先度を考慮し
段階的に平準化する投資シナリオ

- ⇒部材の特性や実使用可能耐用年数、ルート
の重要度によるサイクルの差別化を検討。
- ⇒段階的な投資の平準化を図りながら長期
的な視点で約半数の資産の健全性維持。
 - ・更新需要：40年間
84億円(1.2～3.0億円/年)
 - ・健全度推移：40年後 **健全化率48%**
耐用年数超過率52%

3. 今後はどうなる

今後は持続可能な給水体制を維持するため、施設の計画的、効率的な更新は基より、近年激甚化する自然災害への備えに加え、社会情勢の変化に対応した料金改定の検討また、近隣自治体との資材の共同購入や広域化の検討等安定的な経営に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



■ 停電情報お知らせサービス

(中部電力パワーグリッド)

- 緊急時に避難施設を検索できる
- 停電情報をプッシュ通知でお知らせ
- 電気設備に関する相談がチャットでできる

iOSは
こちら▼



Androidは
こちら▼



暮らしに役立つ
便利なアプリ

ご利用
ください

■ 長和町直営別荘地公式LINE

- プッシュ型配信で防災等の情報・季節の様子・別荘地最新情報などのお知らせを発信しています。



ごみの出し方の変更について



令和8年(2026年)4月に長和町のごみの分別方法が変更となりました。

新しい「ごみの分別帳」は管理事務所にありますので、必要な方は、取りに来てください。また、町のホームページにも掲載されており、データで閲覧できます。

なお、別荘地については、昨年度配布いたしました【長和町直営別荘地ごみ・資源物の「分け方」・「出し方」】から大きな変更点はありません。引き続き、資源のリサイクル、ごみの分別にご協力をお願いします。

ごみ袋の値段改定

		改訂前	改定後
燃えるごみ袋	大(45ℓ) 20枚	1,000円 →	1,200円
燃えるごみ袋	中(25ℓ) 20枚	500円 →	600円
燃えないごみ袋	中(30ℓ) 20枚	500円 →	600円
燃えないごみ袋	小(20ℓ) 20枚	400円 →	480円

ごみの出し方の注意点

- スプレー缶は使い切り穴を開けずにごみ袋に入れて出してください。
- ペットボトルのキャップは、プラスチックと同じく燃えないごみ袋に入れて出してください。(キャップのみのリサイクル・寄付行為は行っていません。)
- 金属製のキャップは、金属と同じく燃えないごみ袋に入れて出してください。

ごみの収集運搬について

- 燃えるごみ袋は週2回の収集となっています。
 - 燃えないごみ袋(プラスチック)は週1回の収集となっています。
 - ビン・カン・新聞紙・段ボール等の資源ごみは隔週の収集となっています。
 - 多くのお客様が利用されるため一度に出す量のルールを守ってください。
 - 一度に出すゴミの量は、燃えるごみ袋3袋、燃えないごみ袋3袋
 - 段ボール2束、雑誌・新聞紙等2束までをお願いします。
 - ごみを多く出す場合は、管理事務所に相談いただき、町の一般廃棄物処理場への持ち込みをお願いします。
- 一般廃棄物処理場営業日、火曜日・土曜日・日曜日



全国各地で熊の目撃、被害情報がニュースとなっています。直営別荘地も蓼科山系、美ヶ原山系に囲まれており出没の可能性のある環境です。

4月以降長和町内においても熊の目撃情報がありました。

別荘地ご利用の際は、熊対策など注意をお願いします。

熊を目撃したら**長和町役場**へ通報をお願いします。

代表：0268-68-3111

直通：0268-75-2084

各管理事務所までご報告をお願いします。



長野県熊情報サイトQR

直営別荘地総合管理センターから

◆工事規制について

直営別荘地では、静養に来られる方の静穏の保持や、工事に伴う騒音を抑制するため、次の期間の業者による工事の自粛期間を定めています。

土曜日・日曜日・祭日

ゴールデンウィーク(5月の連休)

お盆期間(8月上旬からお盆明け)

シルバーウィーク(9月の連休)

年末年始

皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

※自粛期間は、土曜、日曜、祝日に関わらず上記の期間になります。



■ 留意事項 ■

- 工事規模や作業内容に関わらず、自粛のご協力をお願いします。
- 災害・応急処置として行う工事、別荘の設備(水道・ガス・電気)に関する工事は対象外となります。
- オーナーによる作業等については、特段規制を設けておりませんが、近隣へのお声がけや作業時間の配慮をお願いいたします。

◆工事届について

直営別荘地内の業者による工事については管理事務所に必ず届出をお願いします。

届出は、契約者様ご家族から各管理事務所へお問い合わせいただき、施工業者は、着工前に管理事務所に工事申請書の提出をお願いします。

別荘地内への関係者以外の立ち入りを規制しているため、別荘地の防犯の観点からもお願いいたします。

◆別荘のカギの貸出について

別荘のカギを管理委託契約書に基づき、管理事務所に預けている方のカギの貸出について、各管理事務所に、いつ、誰が借用するか、事前に連絡をお願いします。事前に連絡をいただけない場合、お電話にて確認を取らせていただきますが、確認が取れない場合、借用者(工事業者など)に防犯のため貸出できません。必ず事前連絡をお願いします。

◆火の取り扱いに注意してください

直営別荘地内では、直火による焚火(落ち葉・枯れ枝)、地面で薪を使ったバーベキューなど、山林火災の予防のため自粛をお願いしています。その他花火や、バーベキューなどの際は、水バケツなど消火できる準備をお願いします。

◆薪ストーブの使用についてのお願い

燃料の価格高騰等に伴い薪ストーブの利用者が増えていきます。別荘をご利用のお客様は匂いや煙を敬遠される方もおられます。薪ストーブを使用する際は、乾燥した薪を使うなど、近隣への配慮をお願いします。

また、新規に薪ストーブを導入される方は、煙突の出口、高さ等、ご検討いただきますようお願いいたします。

◆景観整備事業の申し込みについて

現在、直営別荘地内の「松くい虫被害」、「古木・枯木」について甚大な被害が発生しています。所有区画に赤松がある契約者様におかれましては、被害木、赤松の伐採にご理解とご協力をお願いします。詳しくは総合管理センターまでお問い合わせください。

申込期限 期限10月20日(火)

◆区画内の草刈りについて

総合管理センターでは、毎年春から区画内整備(草刈り)の受付をしております。草が繁茂している状態は、害虫、野生動物の発生や、ごみの不法投棄や放火など犯罪が起こりやすくなります。定期的な区画内整備を実施しましょう。

学者村別荘地 1区画6,000円(消費税別)

その他別荘地 シルバー人材センター時間単価

※面積が特別大きいなど別途料金が発生する場合があります。

※お申し込みは、電話、ファックス、メールで受け付けています。

別荘地、区画番号、お名前、実施時期をお伝えください。

(残したい山野草などありましたら、わかるように目印をつけていただき指示いただきますようお願いいたします。)

信州長和町直営別荘地総合管理センター (学者村別荘地)

☎0268(68)2906 / ☎0268(68)2191

●WEB <http://villanagawa-nagano.com>

●MAIL besso@town.nagawa.nagano.jp

美し松ハイランド管理事務所

☎&☎ 0268(69)2732

ふれあいの郷別荘地管理事務所

☎&☎ 0268(69)2541

美ヶ原高原郷別荘地管理棟

☎0268(88)2167

学者村懇談会

日時 令和8年8月11日(火) 9:00-10:30

場所 学者村総合管理センター南テニスコート

ふれあいの郷交流会

日時 令和8年8月14日(金) 10:00-12:00

場所 ふれあいの郷別荘地管理事務所前ひろば